

有害玩具類等の指定状況

昭和62年12月1日 静岡県告示第1125号（有害指定玩具）（包括）

名 称	特殊警棒
構 造	金属製の伸縮式護身具で、通常は握りの部分に突出部が収納され、使用に際し、強く振ることにより、又はバネの弾力により筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの
機 能	伸長した状態で人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの
指定理由	当該玩具類の構造及び機能が人体に危害を及ぼす恐れがあり、青少年に所持させることが、その健全育成を阻害すると認められるため

昭和63年7月19日 静岡県告示第717号（有害指定玩具）（包括）

名 称	^{がん} 玩具銃
構 造	1 ばね式 レバー等をもってばねを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 2 空気式 レバー等をもって空気圧縮ポンプ又はばねを作動することにより、空気を圧縮し、その空気の力を利用して弾丸を発射させるもの 3 ガス式 充てんした圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの
機 能	当該 ^{がん} 玩具銃の弾丸を装てんし、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
指定理由	当該 ^{がん} 玩具銃の構造及び機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害すると認められるため

平成5年3月26日 静岡県告示第308号（有害指定器具類）（包括）

名 称	電動式自慰器具（自慰その他性行為に用いる電気式の器具）
形状及び構造	男性器の形状若しくはそれに類似した形状をし、又は男性器を包み込む形状をしたもので電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有しているもの
指定理由	電動式自慰器具の構造及び機能が著しく性的感情を刺激するおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

平成10年3月3日 静岡県告示第232号の2（有害指定玩具類等）（包括）

名 称	バタフライナイフ
形状・構造	柄がさやを兼ねる折り込み式（刃体と柄の接合部を軸として開刃するものをいう。）であって、柄が二つに分かれて、刃体を両側の柄で挟むように収納することができるもの。
機 能	刃を出した状態で、人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場合、殺傷能力を有する。
指定理由	構造及び機能が、人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため。

平成13年1月18日 静岡県告示第46号の3（有害指定玩具類等）（包括）

名 称	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
構 造	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるようになっているもの
機 能	当該クロスボウ（銃砲型近代洋弓）の矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

令和5年3月14日 静岡県告示第157号（有害指定器具類）（包括）

名 称	模造刀剣類
構 造	金属で作られ、かつ、刀、剣、やり、なぎなた若しくはあいくちに著しく類似する形態を有するもの又は飛出しナイフに著しく類似する形態又は構造を有するもの
機 能	人体に打撃を加えた場合、殺傷能力を有するもの
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

名 称	ナイフ
構 造	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第101条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフ（くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、ペーパーナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。）であって、折りたたみ式のナイフ、スライド式のナイフにあつては、開刃した刃体を柄に固定させる装置を有するもの
機 能	刃を出した状態で、人体に対して刺す、切る等の行為を加えた場

	合、殺傷能力を有する。
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

備考 平成10年3月3日静岡県告示第232号の2により有害玩具類等として指定したバタフライナイフは含まない。

名 称	手錠類
構 造	金属の材質で堅固に作られたもので、手、指、足の自由を拘束することが可能な内径を有する二輪を連結した形状のものであって特定の鍵等によって解錠可能なもの（安全装置付きのものを含む）
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため

名 称	スリングショット
構 造	腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの
機 能	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等が発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積あたりのエネルギーが $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ 以上のもの
指定理由	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため